

1 事業者および施設

事業者の名称	医療法人 愛生会
法人種別	医療法人
施設の名称	くまもと温石病院介護医療院
代表者および管理者	村井 映
法人および施設所在地	熊本県下益城郡美里町中小路835番地
電話番号	0964-46-3000
ファックス	0964-46-2464

2 事業の種類

事業の種類		熊本県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	くまもと温石病院 (指定介護医療院)	2020年4月1日	43B2300031	52
	短期入所療養介護			空床利用型
	介護予防短期入所療養介護			空床利用型

3 事業の目的と運営の方針

当施設は、医療法人愛生会が実施する くまもと温石病院介護医療院の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の職員が要支援又は、要介護状態にある利用者に対し、適切な介護医療院および短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

4 施設の概要

(1) くまもと温石病院

敷 地		19148.6㎡
建物	構造(本館)	鉄筋コンクリート造5階建(耐火建築)
	介護医療院	準耐火構造1階建
	専用部分面積	1267.5㎡
	共用部分面積	668.8㎡
	入所定員	52名

(2) 当介護医療院における主な設備内容

居室	1人部屋	2
	2人部屋	1
	4人部屋	12
面談室		1
食堂・談話室・レクリエーション		2
浴室		1
機能訓練室		1
テイルーム		1

5 職員の職種、員数及び職務内容

	配置基準	業務内容
管理者	1名 くまもと温石病院と兼務	施設の従業者の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に必要な指揮命令を行う。

医師	4名 くまもと温石病院と兼務	利用者に対し、医学的管理及び療養上の指導を行う。又病状が急変した場合においては、併設する温石病院の宿直医が対応する。
薬剤師	3名 くまもと温石病院と兼務	利用者に対し調剤及び服薬指導を行う。
管理栄養士	1名	食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養マネジメント等を行う。
介護支援専門員	1名	施設サービス計画書の作成や利用者及びその家族の相談等を承る。
理学療法士	2名	医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
作業療法士	1名	医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
言語聴覚士	1名 くまもと温石病院と兼務	医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画書を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
看護職員	8名以上	利用者に対し、健康管理及び療養上の看護業務を行う。
介護職員	11名以上	利用者に対し、日常生活全般にわたる介護業務を行う。
歯科衛生士	1名 くまもと温石病院と兼務	口腔ケアを行い、利用者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行う。

6 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

種類	内容
施設サービス計画書の作成	当施設での施設サービスは、要介護者の家庭への復帰が可能となる様に、日常生活の自立に向け提供されます。この施設サービスを提供するにあたっては、利用者・ご家族の意思を尊重した医療・ケアの実施が出来る様に、介護支援専門員を中心とした多職種の協議によって施設サービス計画書を作成しサービス提供をいたします。※ 看取りにおいては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を基に、同意をいただき実施します。
医療の提供 (診療の方針)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行います。 • 常に医療の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも上げる事が出来るよう適切な指導を行います。 • 常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切な指導を行います。 • 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行います。 • 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣の定めるものの他は行う事はありません。 • 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品をご利用者に使用し又は処方を行う事はありません。但し医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係わる診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りではありません。 • 利用者の病状からみて当施設において自ら必要な医療を提供する事が困難であると認められた場合は、協力病院その他の病院又は診療所への入院の為の措置を講じ、又は往診や通院により他の医師の対診を求める等により利用者の診療について適切な措置を講じます。

看 護	医師の指示に基づき、利用者の病状及び心身の状況に応じた看護を提供します。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 医師の指示に基づき、管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂をご利用下さい。 (食事時間) 朝 食 8:00~ 屋 食 12:00~ 夕 食 18:00~
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ特殊浴または、清拭となる場合があります。
離 床 更 容 整 容 等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮をします。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮をします。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 当施設では理容サービスを実施しています。(散髪代は別途いただきます) シーツ交換は、週1回実施します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口： 施設介護支援専門員
社会生活上 の 便 宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での入所生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。 居室のスペースに置くことのできない所持品などお持ち帰りして頂く事があります。
特別診療費	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に感染対策委員会を設置し、感染予防に努め、感染が発生した際はマニュアルに従い治療を行います。 施設内に褥瘡対策委員会を設置し、環境の整備、褥瘡の管理を行います。 利用者に対して投薬又は注射薬・外用薬について薬学的な管理指導を行います。 薬剤師が利用者毎に作成する薬剤管理指導記録は、最後の記録より最低3年間保存します。 利用者の退院に際して、他の医療機関で診療の必要性が認められれば、診療内容を示す文書を添えて患者の紹介を行います。 理学療法士及び作業療法士は、利用者の心身諸機能の維持回復をはかり、日常生活の自立を助けるため、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が考えられるものについて、レントゲンでの嚥下造影検査、又は内視鏡検査により適切に評価を行い、経口摂取が継続できるように管理を行います。

7 身体拘束の方針

当施設は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護する為、身体拘束以外の方法で対処が困難な場合、利用者又はご家族の同意を得たうえで、一時的に※別紙「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき利用者の行動を制限する事もあります。

8 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待防止等をより推進する為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行い、施設における介護職員等におけるストレス対策を実施します。

- 9 利用者及び家族との信頼関係の元に安全安心な環境で質の高いケアを提供出来るよう、利用者及び家族による傷病に起因しない故意的な暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
ハラスメントに該当する著しい迷惑行為があった場合、当院は利用者に対して契約の解除を行う事ができます。

10 個人情報

当施設の職員は業務上知り得た利用者、その家族又は身元引受人の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。当施設が、必要な期間に利用者等の情報を提供する場合には、あらかじめ同意を頂きます。

11 地域との連携

地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する方々との密接な連携に努めていきます。

12 費用 別紙1をご参照ください。

13 苦情等申立先

相談窓口 面談室	窓口担当者 施設介護支援専門員 ご利用時間 月曜～金曜 9:00～17:00 土曜 9:00～12:30 ご利用方法 電話 0964-46-3000
-------------	---

14 感染症や非常災害時等の対策（業務継続計画等）

非常時の対応	別途定める「くまもと温石病院 消防計画・業務継続計画」にのっとり対応を行います。
平常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 別途定める「くまもと温石病院 消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。 業務継続計画は、全部門の全職員に情報開示し、周知してまいります。又感染症予防に関しては、標準予防策や定期的なマニュアルの見直しを実施してまいります。
消防計画 業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> 宇城広域消防署への届出あり 熊本県に届け出あり

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を届け出用紙に記入し許可を得て下さい。基本、家族の付き添いの元となります。
医療機関への受診	急変等で、他の医療機関へ入院の必要が請じた場合には、責任を持って協力医療機関等に引き継ぎます。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	院内での喫煙・飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	基本的には、利用者ご本人が管理ください。（不安な点をご相談ください。）
現金等の管理	当院での金銭等の管理は行っていません。本人もしくは家族での対応をお願いします。（不明な点をご相談ください。）
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は禁止とさせていただきます。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

2025年4月1日 変更

くまもと温石病院 介護医療院 重要事項説明 確認書

利用者若しくは利用者の身元引受人は、書面内容に対しての同意を、事業者による電磁的手段による同意年月日・利用者若しくは利用者の身元引受人の名称等の記入でも認める事を承諾します。又その場合、事業者は、同意を記した書面を利用者若しくは利用者の身元引受人に控えとして渡すものとし、その方法として郵送・電子メール等による送付を認める事とします。

説明日： _____年 _____月 _____日 _____時

説明者氏名： _____ 職名： _____

説明方法：重要事項説明書を示し、口頭にて説明を行い、下記の対象者に理解と同意を得た。

説明対象者：

氏名： _____ 利用者との関係： _____

氏名： _____ 利用者との関係： _____

氏名： _____ 利用者との関係： _____

※本文書は説明の記録として説明者が記載し、当院に保管すること。